

諮問第十四号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年十二月八日提出

青森市長 鹿内 博

異議申立書（下水道使用11）

平成26年5月30日（金）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成26年5月2日（金）付け平成25年度下水道使用料督促状（平成26年3月分）による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成26年5月3日（土）

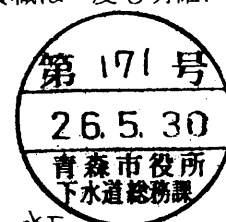
4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、貴職に法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

異議申立人は、再三にわたり「貴職は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例（以下「条例」という。）第2条第1項の規定にする督促状を発行しなければ、条例第4条第1項の規定による延滞金を徴収できないという条例上の規定があるにも拘わらず、異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金を徴収しないという具体的な金銭上の不利益を市及び青森市公共下水道利用者に与えている。延滞金には納期限までに納付しない者に対するペナルティ的性格と、下水道使用料で下水道事業に要する経費を賄っているのがそれが不足した場合には不足分を借り入れて調達しなければならず金利負担が生ずるのでその金利負担分という性格がある。延滞金の徴収は下水道事業運営上は必要不可欠なものである。貴職は下水道事業は赤字だと主張しているが、もしそうだとすれば、その赤字分は市の一般会計から補填していることになり、延滞金不徴収は市の財政を確実に毀損していることになる。にも関わらず、異議申立人に対してのみ狙い撃ち的に督促状を発行し督促手数料・延滞金を徴収するのは不公平極まりなく、他の下水道使用料滞納者にも法令に則った督促状を発行して督促手数料・延滞金を徴収するべきだ。」と主張しているが、貴職はこの異議申立人の主張について異議申立人に対して何らの説明をすることなく黙殺している。異議申立人は、貴職が法令に則った督促状を発行しないことは地方自治法第231条の3第1項に違反しており、延滞金の不徴収という金銭上の損害を青森市に与えている、と主張しているのであるが、この主張に対して貴職は一度も明確に貴職



の見解を示していない。異議申立人は、貴職は、貴職が青森市長に就任以後現在に至るまでの下水道使用料不徴収により青森市に与えた損害を賠償すべきであると主張しているのである。もはや誤解・勘違いのレベルではなく確信的に下水道使用料延滞金の徴収を怠っていることは明らかである。法令違反を知りつつも、異議申立人に対して狙い撃ち的に督促状を発行するのは、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は違法不当であり取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。